

訪問看護ステーションかりゆし 重要事項説明書

1 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人上善会が設置する訪問看護ステーションかりゆしにおいて実施する、指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者が要支援及び要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。 ② 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行います。 ③ 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ④ 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。 ⑤ 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行います。

2 営業日、営業時間、事業の実施地域

営業日 営業時間	月曜日～日曜日 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前8時30分～午後5時30分 (携帯電話等により24時間連絡体制可能)
事業の実施地域	石垣市

3 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> 1 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 1名
看護職員等	<ul style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。 2 訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 3 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 4 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 	看護職員 常勤換算 2.5名 理学療法士 非常勤 適当数

4 提供するサービスの内容について

区分	サービスの内容
訪問看護 計画の作成	主治医の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護 の提供	① 病状・障害・全身状態の観察 ② 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の介助 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の交換・管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置 ⑪ 訪問看護報告書の作成

5-1 提供する訪問看護サービスの利用料、利用者負担額について

基本料金（1回につき）		利用料 単位：円			
		基本 利用料	1割 負担額	2割 負担額	3割 負担額
訪看 I 1 (20分未満)	朝 8 時～夜 18 時	3,611	361	722	1,083
	朝 6 時～朝 8 時/夜 18 時～22 時	4,396	440	879	1,366
	夜 22 時～朝 6 時	5,181	518	1,036	1,554
2,31 訪看 I 2 (30分未満)	朝 8 時～夜 18 時	5,416	542	1,083	1,625
	朝 6 時～朝 8 時/夜 18 時～22 時	6,594	659	1,319	1,978
	夜 22 時～朝 6 時	7,771	777	1,554	2,331
訪看 I 3 (30分～1時間未満)	朝 8 時～夜 18 時	9,465	947	1,893	2,840
	朝 6 時～朝 8 時/夜 18 時～22 時	11,522	1,152	2,304	3,457
	夜 22 時～朝 6 時	13,579	1,358	2,716	4,074
訪看 I 4 (1時間～ 1時間30分未満)	朝 8 時～夜 18 時	12,972	1,297	2,594	3,892
	朝 6 時～朝 8 時/夜 18 時～22 時	15,792	1,579	3,158	4,738
	夜 22 時～朝 6 時	18,612	1,861	3,722	5,584
訪看 I 5 (リハビリ訪問 20分)		3,381	338	676	1,014

5-2 提供する介護予防訪問看護サービスの利用料、利用者負担額について

基本料金（1回につき）		利用料 単位：円			
		基本 利用料	1割 負担額	2割 負担額	3割 負担額
訪看 I 1 (20分未満)	朝 8 時～夜 18 時	3,484	348	697	1,045
	朝 6 時～朝 8 時/夜 18 時～22 時	4,242	424	848	1,273
	夜 22 時～朝 6 時	4,848	485	970	1,454
訪看 I 2 (30分未満)	朝 8 時～夜 18 時	5,187	519	1,037	1,556
	朝 6 時～朝 8 時/夜 18 時～22 時	6,314	631	1,263	1,894
	夜 22 時～朝 6 時	7,216	722	1,443	2,165
訪看 I 3 (30分～1時間未満)	朝 8 時～夜 18 時	9,131	913	1,826	2,739
	朝 6 時～朝 8 時/夜 18 時～22 時	11,116	1,112	2,223	3,335
	夜 22 時～朝 6 時	12,704	1,270	2,541	3,811
訪看 I 4 (1時間～ 1時間30分未満)	朝 8 時～夜 18 時	12,535	1,254	2,507	3,760
	朝 6 時～朝 8 時/夜 18 時～22 時	15,260	1,526	3,052	4,578
	夜 22 時～朝 6 時	17,985	1,799	3,597	5,396
訪看 I 5 (リハビリ訪問 20分)		3,266	327	653	980

※特別地域訪問看護加算として訪問看護費基本料に15%が加算されます。

※サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の100分の25、深夜の場合は、100分の50に相当する単位が加算されます。

※表記の基本料は加算を含めた金額で表記しています。

病状やご希望の契約により下記料金が加算されます。

加 算	利用料	1割 負担額	2割 負担額	3割 負担額	算 定 回 数 等
緊急時訪問看護加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	1月に1回
特別管理加算(Ⅰ)	5,000円	500円	1,000円	1,500円	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)	2,500円	250円	500円	750円	
初 回 加 算	3,500円	350円	700円	1,050円	初回のみ
長時間訪問看護加算	3,000円	300円	600円	900円	1回当たり
複数名訪問看護加算(Ⅰ)	2,540円	254円	508円	762円	1回当たり(30分未満)
複数名訪問看護加算(Ⅱ)	4,020円	402円	804円	1,206円	1回当たり(30分以上)
退院時共同指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	1回当たり
ターミナルケア加算	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	死亡月に1回
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	30円	3円	6円	9円	1回当たり
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円	1月に1回

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に加算します。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。

- ※ 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
 - ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
 - ※ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)は職員への研修を個別で実施している。利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議をおおむね1カ月に1回以上開催し、開催状況の概要等を記録しています。
全ての看護師が、事業主が行う健康診断を少なくとも1年に1回以上受けています。
看護師の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上います。
 - ※ 在宅患者連携指導加算は、在宅で療養を行っていて、かつ、通院が困難な利用者が対象となります。同意を得て、訪問診療を実施している医療機関、訪問薬剤管理指導を実施している調剤薬局等の医療関係職種間で、月2回以上、文書により情報共有を行っている場合。共有された情報を基に、利用者・そのご家族に対して指導を行っている場合。
訪問看護記録書に、他の医療関係職種から受けた情報の内容、情報提供日、その情報を基に行った指導の内容の要点、指導日を記録します。
 - ※ 主治医から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
 - ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。
 - ※ 通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護に要する交通費は実費を請求します。
- 6 緊急時の対応方法について
サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- 7 事故発生時の対応方法について
利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 8 その他運営に関する留意事項
- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。

9 サービス提供に関する相談、苦情について

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

苦情申立の窓口

訪問看護ステーションかりゆし 担当 玉城 ひとみ	所在地 沖縄県石垣市字新川 2124 番地 電話番号 0980-84-1303 受付時間 8：30～17：30
沖縄県子ども生活福祉部 八重山福祉事務所 福祉班	所在地 沖縄県石垣市字真栄里 438-1 電話番号 0980-82-2330 受付時間 8：30～17：15
石垣市役所 福祉部 介護長寿課	所在地 沖縄県石垣市真栄里 672 番地 電話番号 0980-82-9911 受付時間 8：30～17：15
石垣市地域包括支援センター	所在地 沖縄県石垣市真栄里 672 番地 電話番号 0980-82-9911 受付時間 8：30～17：15
沖縄県国民健康保険団体連合会	所在地 沖縄県那覇市西 3 丁目 14 番 18 号 電話番号 098-860-9026 受付時間 9：00～17：00
沖縄県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1 総合福祉センター4F 電話番号 098-882-5704 受付時間 9：00～17：00